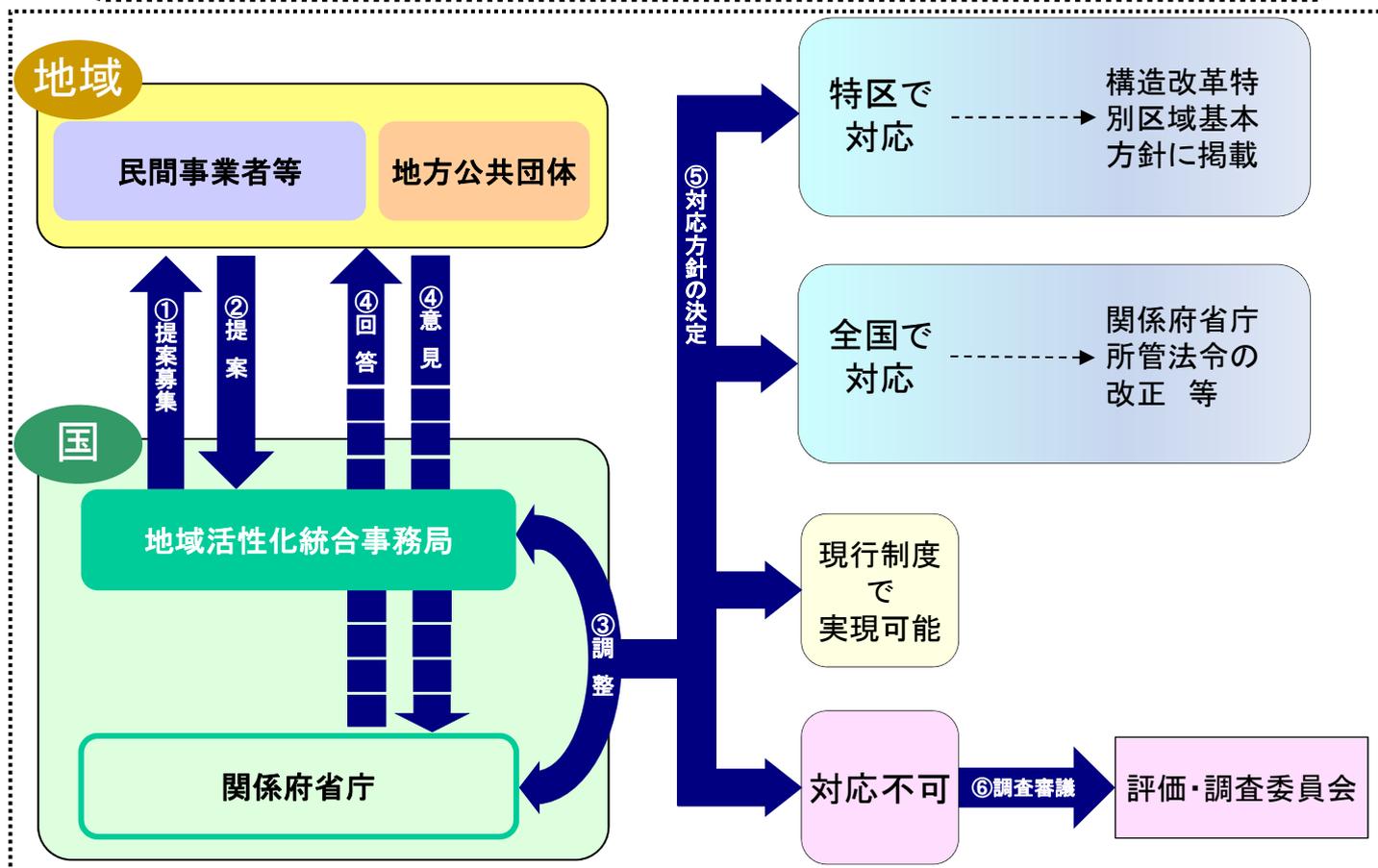


Ⅱ 規制の特例措置の提案について

新たな規制の特例措置の提案を皆様から幅広く募集します。いただいた提案については、地域活性化統合事務局が関係府省庁と調整を行い、実現したものは構造改革特別区域基本方針（閣議決定）に掲載します。



- ① 地域活性化統合事務局が提案の募集を行います。応募の方法については、募集の都度、構造改革特別区域推進本部のホームページ（P18参照）において公表します。
- ② 地方公共団体・民間事業者・個人の方など、どなたでも提案いただけます。
- ③・④いただいた提案の実現に向けて、地域活性化統合事務局が関係府省庁と調整を行います。調整の際、関係府省庁からの「回答」に対して、提案者は「意見」を提出する機会があります。関係府省庁と地域活性化統合事務局との調整状況、提案者の「意見」は全てホームページ上に公開します。
- ⑤ 調整の結果について、構造改革特別区域推進本部（本部長：内閣総理大臣）が政府の対応方針を決定します。
- ⑥ 「対応不可」とされた提案の中から、経済的社会的に意義がある提案について、評価・調査委員会で実現に向けた調査審議が行われます。必要に応じ、委員会の場で、提案者、関係府省庁、有識者からの意見聴取が行われます。

提案を実現するためのポイント

提案書記載の際には…

「ニーズ」「規制の特例措置内容」「効果」を具体的に記載すると効果的です

- 規制の特例措置によりどのような事業が可能となるのか、逆に現在の規制によってどのような事業ができないのか、具体的なニーズに基づいて記述すると効果的です。
- どのような規制改革が必要なのか、単に規制を廃止するというだけでなく、どのような規制に変えればいいのかなどを検討してください。
- 規制の特例措置により期待される効果を記載してください。

記載例) 地域での観光振興のため〇〇を行うことを検討していますが、〇〇を行うのに必要な△△が現在の規制では認められていません。△△は〇〇を行うのに必要不可欠であり、地域の現状から考えて△△を認めることに特段の問題があるとは考えられません。〇〇を行うことによる観光振興により地域経済に◇◇億円の波及効果が見込まれ、都市部との交流拡大による地域の活性化も見込まれます。

記載例) 〇〇の製造免許を得るために必要な△△の最低製造見込み数量について、現在は年◇◇kgとなっているが、これを年間××kgに変更してほしい。製造コストを賄うためには××kg程度の製造は最低限必要と考えられるため、この基準の方が合理的です。

※単に税や補助金の優遇を求める提案については、検討の対象外となります。

過去の議論を踏まえた提案をすると効果的です

- 過去に提案されたものと同じ提案を行う際には、これまで関係府省庁から示された回答や懸念事項に対する具体的な解決方法等を示すと効果的です。

記載例) 第〇次提案で△△省からの回答に示された、規制を緩和した場合に考えられる◇◇の弊害については、当市において××を行うことにより弊害の発生を予防することが可能と考えられます。

※過去の提案については、ホームページをご覧ください。か、地域活性化統合事務局までお問い合わせください。

提案書提出後は…

関係府省庁に対する「意見」を提出してください

- 地域活性化統合事務局と関係府省庁との間での調整の際、関係府省庁から懸念事項などが示されます。これらに対して、具体的な解決方法などを「意見」として提出してください。
- ※「意見」を求める際には、地域活性化統合事務局から提案者に連絡をいたします。また、提案に対する関係府省庁からの回答については、ホームページで公開しています。

わからないことがあったら…

ご相談を受け付けています(詳細はP17)

- 事業活動を阻害している規制の特定、代替措置の検討、提案書の書き方、効果的な参考資料の作成方法など、お気軽にご相談ください。みなさまのお悩みにお答えします。
- ※特区エキスパート、地方連絡室もご活用ください。

【過去の提案・関係府省庁からの回答についてはこちらから】
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/teianbosyu.html>